

学生主役の鳥取県内就職応援業務委託プロポーザル実施要領

1 委託業務の仕様

(1) 業務の目的

鳥取県内での就職を希望する求職者を対象とした企業説明会は、通常参加求職者が希望企業のブースを訪問して企業説明を受けている。鳥取県内企業への就職を志向しているものの具体的な業種や企業を模索している就職活動予定者の鳥取県内就職を促進するため、主に鳥取県外の学生等（以下「県外学生」という。）を対象として、県外学生が設置するブースを企業が訪問する「学生主役」の県外学生と企業のオンラインマッチングイベントを開催する。

なお、詳細は（2）に掲げるとおりとする。

(2) 業務の内容

（1）で掲げた目的を達成するため、オンラインによる「学生主役型」の県外学生と企業のマッチングイベントを実施及び運営すること。なお、イベントの実施及び運営にあたっては次の内容に対応すること。

ア 参加者の募集

（ア）県外学生の参加者は20名以上とし、鳥取県が募集する。ただし、契約の相手方（以下「受注者」という。）は鳥取県と協力して県外学生の参加者の確保に努めること。

（イ）参加企業は鳥取県内企業20社以上とし、受注者にて募集すること。ただし、応募多数の場合や業種に偏りがある場合は鳥取県と協議のうえ選考すること。

イ 事前説明会等

（ア）イベントの事前に県外学生にイベント趣旨や運営方法、参加の心構え等を説明し、県外学生が十分な準備のうえイベントに参加できるよう支援すること。なお、説明実施時期は令和6年2月上旬頃とする。

（イ）県外学生が情報や悩みを共有できるよう、イベントの事前に参加する県外学生同士で交流を行えるように支援すること。

（ウ）県外学生が鳥取県内就職の志向を高めることができるよう、イベントの事前に県外学生にイベント関連情報を提供するとともに、県外学生からのイベント参加に係る個別相談に対応できる体制を整えること。

（エ）イベントの事前に参加企業にイベント趣旨や運営方法、参加の心構え等を説明し、企業が県外学生に自社の魅力を効果的にPRできるよう支援すること。なお、説明実施時期は令和6年2月中旬頃とする。

ウ イベント当日の運営等

（ア）令和6年2月22日（木）に開催すること。

（イ）県外学生と企業が円滑にマッチングできるように運営すること。

（ウ）県外学生ブースを訪問する企業数に偏りが生じないよう調整を行うこと。

（エ）県外学生と企業が双方とも前向きな採用活動に繋がられるよう、フィードバックの機会を設けること。

（オ）希望する県外学生と企業、県外学生同士がイベント後も継続的に交流できるよう支援すること。

(3) 業務期間

契約締結日から令和6年3月15日（金）まで

(4) 予算額

金3,414,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(5) その他

業務を達成するために必要な一切の経費は、受注者の負担とする。

2 提案の募集方法

公募型(参加資格要件を満たす者に広く企画提案を求める。)とし、この公募型プロポーザル(以下「本プロポーザル」という。)の実施要領等を令和5年11月21日(火)から同年12月19日(火)までの間インターネットの鳥取県商工労働部雇用人材局雇用・働き方政策課ウェブページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/koyou-hataraki/>)に掲載するとともに、希望者には次により直接交付する。

(1) 交付期間及び時間

令和5年11月21日(火)から同年12月19日(火)までの間(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日等」という。)を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所 8の(1)の場所

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 法人格を有していること。

(3) 令和3年鳥取県告示第457号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その業種区分がイベント・広告・企画のイベント企画・運営に登録されている者であること。

なお、本プロポーザルに参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)への登録に関する申請書類を、令和5年11月24日(金)正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより8の(2)の場所に提出すること。この際、本プロポーザルに参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに8の(2)の場所に必ず連絡すること。

(4) 本件調達の公告日から企画提案書等(以下「提案書」という。)の提出期限までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付令第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 本件調達の公告日から提案書の提出期限までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

4 参加申込書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、令和5年12月1日(金)午後5時15分までに、様式第1号「参加申込書」及び様式第2号「公募型プロポーザル参加資格確認書」(以下「参加申込書等」という。)を電子メール又はファクシミリにより8の(1)の場所に提出すること。

なお、参加資格の確認結果は、令和5年12月18日(月)までに参加申込書等の提出者に通知する。

5 質問の受付

提案書作成に係る内容及び方法等についての質問は、令和5年12月8日(金)午後5時15分までに8の(1)に示す問合せ先に対し行うこと。

なお、質問の手段については、電子メール又はファクシミリによること。ファクシミリによる場合は、提出後、必ず8の(1)の場所に電話をすること。

また、質問のあった事項については、回答状況をインターネットの鳥取県商工労働部雇用人材局雇用・働き方政策課ウェブページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/koyou-hataraki/>)で同月13日(水)までに逐次公開する。

6 提案書の提出

(1) 提出方法

持参又は郵送

郵送による場合は、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準じるもの（親展扱いとすること。）によること。

(2) 提出期間

令和5年11月21日（火）から同年12月19日（火）までの間（休日等を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送による場合は、同年12月19日（火）午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

(3) 提出部数

7に示す書類各4部（正本1部、写し3部）

(4) その他留意事項

ア 提出された提案書は返却しないものとする。

イ 鳥取県に提出された書類は鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）の規定による公文書の開示の対象になる（同条例の規定による非開示情報に該当するものは除く。）ため、公開に際し、提出者が不利益になる情報は記載しないこと。ただし、提出された書類は提出者に無断で本プロポーザル以外の用途には使用しない。

ウ 提案書の提出後、提案書に係る個別事項に不明な点がある場合は、鳥取県から質問事項に関して文書で照会するので、これについての回答を速やかに文書等で提出すること。

7 提出書類

(1) 企画提案書（A4サイズ）

(2) 会社概要（会社パンフレットや会社ホームページの写し等でも可）

(3) 見積書

宛名は「鳥取県知事 平井 伸治」とし、経費の明細を算出した上でその経費（内訳を含む）を記載し、消費税及び地方消費税の額を含めた見積金額とすること。課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

なお、1の（4）に示す予算額を超える金額が記載された見積書は無効とする。

(4) 企画提案の内容を理解するために参考となる書類（様式任意、A4サイズ5枚以下）

8 書類の提出先及び問合せ先

(1) 本プロポーザルに関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県商工労働部雇用人材局雇用・働き方政策課

電話 0857-26-7647 / ファクシミリ 0857-26-8169

電子メール koyou-hataraki@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

9 選考

(1) 提出された提案書を比較検討し、提案者の順位付けを行うため、「鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（学生主役の鳥取県内就職応援業務委託プロポーザル審査会）」（以下「審査会」という。）を設置する。

(2) 審査会の審査員は、別添「学生主役の鳥取県内就職応援業務委託プロポーザルに係る審査要領」（以下「審査要領」という。）に基づき、提案書の内容を審議し、最も優れた企画提案をした者（以下「最優秀提案者」という。）を選定する。

- (3) 審査は書面に基づいて行う。なお、提案者に対しては、書面審査期間中必要に応じて、審査員からの質疑への回答及び追加資料の提出等の対応を依頼する場合もある。
- (4) 本プロポーザルに関して、審査会の審査員又はその予定者に対し事前に働きかけ等を行った者は、提案書の内容にかかわらず失格とする。
- (5) 審査結果は、提案者全員に文書で通知する。

10 契約

(1) 契約の締結

9の(2)により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書(明細書含む。)を徴して契約を締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。

なお、協議が不調のときは、審査要領に基づき順位付けをした上位の者から順に契約締結の協議を行う。

(2) 契約保証金

受注者は、契約保証金として本件業務に係る委託料の上限額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

11 本プロポーザルのスケジュール

令和5年11月21日(火) プロポーザル公募開始

12月 1日(金) 参加申込みの締切り

12月 8日(金) 質問事項の締切り

* 質問内容の回答状況は逐次ウェブページで公開する。

12月19日(火) 提案書の提出期限

令和6年 1月中旬 審査結果の通知及び契約締結

12 その他

(1) 提案書の無効

3の参加資格のない者が提出した提案書及び虚偽の記載がなされた提案書は、無効とする。

(2) 参加費用

本プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(3) 暴力団の排除

受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨を契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県が契約を解除するときは、受注者は違約金として本件業務に係る委託料の上限額の10分の1に相当する金額を鳥取県に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

- (ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に關与させること。
- (イ) 暴力団員を雇用すること。
- (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
- (エ) いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
- (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- (キ) 暴力団もしくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。